

経済産業省

20190703保局第2号

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドの一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年7月3日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイドの一部を改正する規程

電気事業法第52条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（20120919商局第72号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和元年6月28日から施行する。